

政策性の発揮 災害復興支援

災害による被害を受けた中小企業の皆さまの復旧・事業再開に向け、資金繰りなどの支援をしています。

災害復興支援の融資実績

中小企業事業では、地震や台風などの自然災害により被害を受けた中小企業の皆さまへの対応として、特別相談窓口を開設するとともに、災害復旧貸付を実施し、復旧・事業再開に向けた支援を行っています。

災害復興支援の貸付状況(平成29年3月末までの累計)

発生時期		災害名	主な被災地	貸付実績	
年	月			件数	金額(億円)
平成7	1	阪神・淡路大震災	大阪府、兵庫県	3,906	1,748
平成16	10	中越地震	新潟県	135	37
平成23	3	東日本大震災	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	25,728	17,490
平成28	4	熊本地震 ^(注)	熊本県、大分県	579	347

(注)熊本地震の実績には、災害復旧貸付(熊本地震関連)実績を含む。

震災からの復興支援

東日本大震災復興特別貸付

平成23年度第1次補正予算の成立を受け、中小企業の皆さま向けの融資制度「東日本大震災復興特別貸付」を平成23年5月23日から実施しています。

本融資制度は、東日本大震災の発生を受けて創設された貸付制度であり、直接・間接的に被害を受けた方に加え、風評被害などによる影響から資金繰りが著しく悪化している方も貸付対象としています。

利用対象者 ^(注1)	融資限度額	融資期間(うち据置期間)	融資利率
◆ 震災により直接被害を受けた方 ◆ 原発事故に係わる警戒区域等 ^(注2) 内に事業所を有する方	3億円(別枠)	設備資金20年以内(5年以内) 運転資金15年以内(5年以内)	被害証明書等の発行を受けた方は、 ● 基準利率より0.5%引下げ ● 融資後3年間は、1億円まで基準利率より1.4%引下げ
間接被害を受けた方 (上記対象者の方と一定以上の取引がある方)		設備資金20年以内(3年以内) 運転資金15年以内(3年以内)	被害証明書等の発行を受けた方は、 ● 基準利率 ● 融資後3年間は、3千万円まで基準利率より最大0.9%引下げ ● 一定の要件を満たす場合は、利率の控除(0.2%、0.3%又は0.5%)の適用可能
その他震災の影響により、売上等が減少している方など(風評被害等による影響を含む)	7億2千万円(別枠)	設備資金15年以内(3年以内) 運転資金8年以内(3年以内)	● 基準利率 ● 一定の要件を満たす場合は、利率の控除(0.2%、0.3%又は0.5%)の適用可能

(注1)特定被災区域に事業所を有し事業活動を行う方。

(注2)警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域。

平成28年熊本地震特別貸付

中小企業の皆さま向けの融資制度「平成28年熊本地震特別貸付」を平成28年6月1日から実施しています。

本融資制度は、平成28年熊本地震の発生を受けて創設された貸付制度であり、直接・間接的にも被害を受けた方に加え、風評被害などによる影響から資金繰りが著しく悪化している方も対象としています。

利用対象者	融資限度額	融資期間(うち据置期間)	融資利率
震災により直接被害を受けた方	3億円(別枠)	設備資金20年以内(5年以内) 運転資金15年以内(5年以内)	被害証明書等の発行を受けた方は、 ● 基準利率より0.5%引下げ ● 融資後3年間は、1億円まで基準利率より0.9%引下げ
間接被害を受けた方 (上記対象者の方と一定以上の取引がある方)		設備資金20年以内(3年以内) 運転資金15年以内(3年以内)	被害証明書等の発行を受けた方は、 ● 基準利率 ● 融資後3年間は、3千万円まで基準利率より最大0.5%引下げ ● 3千万円を超え3億円を限度として基準利率より0.3%引下げ
その他震災の影響により、売上等が減少している方など(風評被害等による影響を含む)	7億2千万円(別枠)	設備資金15年以内(3年以内) 運転資金8年以内(3年以内)	● 基準利率 ● 一定の要件を満たす場合は、基準利率より0.3%引下げ

セーフティネット機能の発揮

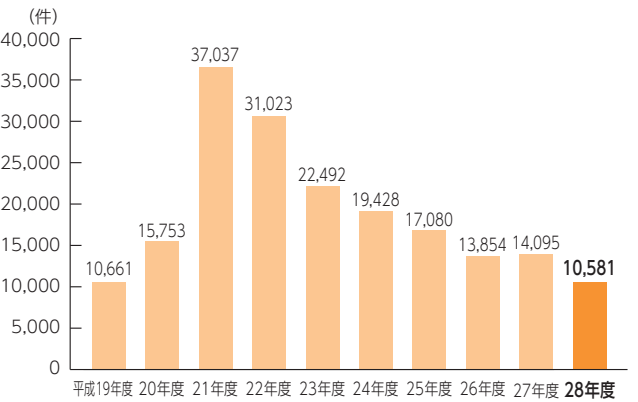
経営環境や金融環境の変化などに対応し、中小企業の皆さまの資金繰りを支援しています。

セーフティネット貸付の融資実績

平成28年度は、東日本大震災の被災地域の本格復興および熊本地震の被災地域の復興に向けた対応に加え、為替をはじめとした経営環境の変化による影響により厳しい状況にある中小企業の皆さまに対して、円滑な資金供給を行いました。

平成28年度の「セーフティネット貸付(震災セーフティネットを含む)」の融資実績は、10,581件(前年度比75.1%)と減少しており、経済危機前(平成19年度)との比較では、件数で99.2%となっており、概ね経済危機前程度の水準に落ちつきました。

セーフティネット貸付の融資実績



セーフティネット貸付の概要

資金名	ご利用いただける方(概要)	融資限度額	融資期間
経営環境変化対応資金	社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に売上の減少等業況悪化を来している方	7億2千万円	運転資金8年以内 設備資金15年以内
金融環境変化対応資金	金融機関との取引状況の変化により、資金繰りに困難を来している方	3億円(別枠)	
取引企業倒産対応資金	関連企業の倒産により経営に困難を来している方	1億5千万円(別枠)	運転資金8年以内

● 特別相談窓口を設置し、中小企業の皆さまのご相談に迅速に対応しています。

当事業では、地震、大雨、暴風雪などの災害の発生、大型の企業倒産など不測の事態が発生した場合、直ちに特別相談窓口を設置し、影響を受けた中小企業の皆さまからの融資や返済条件の緩和などのご相談に迅速に対応しています。

現在設置中の主な特別相談窓口(平成29年5月末現在)

	窓口数	主な窓口名	設置年月
災害関連	6	東日本大震災に関する特別相談窓口	平成23年3月
		平成28年熊本地震による災害に関する特別相談窓口	平成28年4月
		平成28年鳥取県中部地震に係る災害に関する特別相談窓口	平成28年10月
その他	4	デフレ脱却等特別相談窓口	平成26年2月
		賃金水準上昇対策特別相談窓口	平成27年7月

政策性の発揮

新たな事業への取組み支援

ベンチャービジネスなど、新たな事業への取組みを積極的に支援しています。

新事業育成資金の融資実績

中小企業事業は、ベンチャー企業など、高い成長性が見込まれる新事業に取り組む中小企業の皆さまを支援する特別貸付「新事業育成資金」に積極的に取り組んでおり、現行の制度がスタート(平成12年2月)してからの累計実績は10,267先・4,888億円にのぼっています(平成29年3月末時点)。

● 資本性ローンの利用状況

資本性ローン(制度名:「挑戦支援資本強化特例」)は、新事業等に取り組む中小企業の財務体質の強化を図るために資本性資金を供給する制度で、平成20年4月より取扱いを開始したものです。

本特例制度は、無担保・無保証人、融資期間5年1ヶ月、7年、10年又は15年の期限一括償還型で、融資後1年ごとに業績に応じた利率が適用されるほか、本特例による債務の一部は、金融検査上自己資本とみなすことができます。

● 新株予約権付融資の利用状況

「新事業育成資金」には、株式公開を目指すベンチャー企業などを対象として、企業が新たに発行する新株予約権を中小企業事業が取得することにより無担保資金を供給する制度があります。

新事業育成資金

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
先数	907先	1,061先	1,641先
金額	478億円	480億円	996億円

資本性ローン(新事業型)

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
先数	250先	294先	257先
金額	205億円	248億円	215億円

新株予約権付融資

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
先数	18先	30先	37先
金額	2.7億円	7.4億円	5.7億円

資本性ローン、新株予約権付融資を活用して、新たな事業に取り組むベンチャー企業を支援



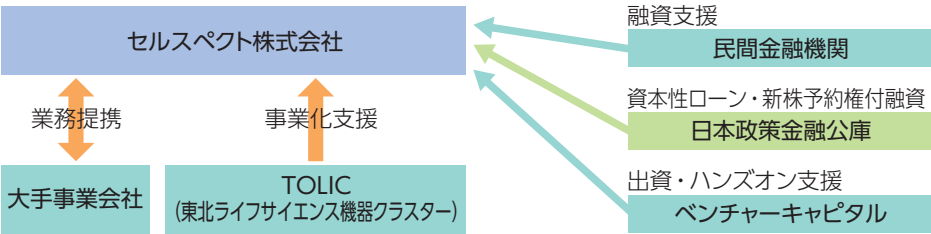
QBS™(Quick Blood Separator)及びPOCTアナライザー
遠心分離を必要とせず、血漿を分離し迅速な測定を可能とする。

盛岡支店中小企業事業は、体外診断薬、医療機器及び器具の開発・製造を行っているセルスペクト株式会社に対して、「新事業育成資金」を活用した融資を実施しました。

本件は、資金繰り安定化と資本増強効果のある「資本性ローン」と、ベンチャー企業が新たに発行する新株予約権を当公庫が取得し、無担保資金を供給する「新株予約権付融資制度」を同時に適用しています。

同社は、臨床検査薬開発等に取り組んでいた同社社長が、岩手のものづくり技術等の匠工連携による新たな医療機器開発を行う目的で設立したベンチャー企業です。

同社は、岩手県内の分析装置メーカー、県内大学、金融機関、県等の約20団体で構成されるTOLIC(東北ライフサイエ



ンス機器クラスター)によるサポートに加えて、民間ベンチャーキャピタルからの出資等を受けながら、研究から事業化までの早期実現を目指してきました。その結果、遠心分離を必要とせず、血漿を速やかに分離する技術QBS™(Quick Blood Separator)、及びこれを実装させた検査装置の開発に成功するとともに、この成果を受け大手事業会社との業務提携を実現しています。

同社が開発した検査装置は、いつでも、どこでも、容易かつ高精度に主要検査項目の同時検査を行うことができ、訪問医療、救急医療、遠隔医療のような迅速さが求められる医療分野での利用が期待されます。

地域での新たな事業への取組みを支援

中小企業事業は全国31支店に「新事業・ベンチャー推進担当」を設置しています。地域金融機関やベンチャーキャピタルなどの外部機関との連携を強化することで、地域で新事業に取り組む中小企業の皆さまへの支援を積極的に推進していきます。

海外展開企業への支援

海外展開する中小企業の皆さまを資金と情報の両面から積極的に支援しています。

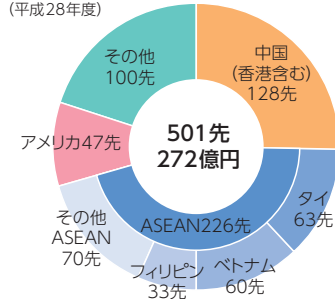
海外展開・事業再編資金の融資実績

中小企業事業では、6,769社のお取引先現地法人等が海外で活躍しており、中小企業の皆さまの海外展開を支援する「海外展開・事業再編資金」に積極的に取り組んでいます。平成28年度の実績は501先、272億円（外貨貸付を含む）となっており、多くの中小企業の皆さまにご利用いただいています。

また、中小企業事業では、平成27年度に海外展開・事業再編資金を拡充し、中小企業の皆さまに対して、外貨(米ドル)でご融資をする制度を開始しています。

平成28年度融資実績は、アジア（中国、ベトナム、タイ）、アメリカ等を中心に幅広い国で利用され、99先、4,624万米ドル(49億円相当)となりました。

海外展開・事業再編資金の融資実績
(事業対象国・地域別)
(平成28年度)



スタンバイ・クレジット制度について

中小企業事業では、平成24年度にスタンバイ・クレジット制度の取扱いを開始し、海外金融機関との業務提携を行っています。スタンバイ・クレジット制度は、中小企業・小規模事業者の海外現地法人等が、日本公庫と提携する海外金融機関から現地流通通貨建て長期資金の借入を行う際、その債務を保証するために日本公庫がスタンバイ・クレジット(信用状)を発行することで、海外での円滑な資金調達を支援するものです。平成28年度には中国の平安銀行及びインドのインドステイト銀行と業務提携を行い、平成29年3月末までに提携した海外金融機関は、11行に拡大しており、平成24年度の制度開始以来の累計実績(～29年3月迄)は317先となっています。日本公庫では、引き続き本制度の活用による海外での資金調達を支援していきます。

提携先海外金融機関(注)
(国・地域の英語名のアールファベット順)

国・地域名	海外金融機関名
中国	平安銀行
インド	インドステイト銀行
インドネシア	バンクネガラインドネシア
韓国	KB国民銀行
マレーシア	CIMB銀行
メキシコ	パノルテ銀行
フィリピン	メトロポリタン銀行
シンガポール	ユナイテッド・オーバーシーズ銀行
台湾	合作金庫銀行
タイ	バンコック銀行
ベトナム	ベト・イン・バンク

(注) 平成29年3月末現在。

■海外での円滑な資金調達

日本公庫が発行する信用状を担保に活用いただくことにより、海外金融機関から円滑かつ日本公庫の信用力を勘案した金利で融資を受けることができます。

■国内親会社の財務体質の改善

海外現地法人等が国内親会社から資金調達(出資受入や借入)する場合に比べ、国内親会社のバランスシートがスリム化でき、ROA等の経営指標の改善も期待できます。

■為替リスクの回避

現地流通通貨にて借入を行うことで、現地の事業活動で得た資金をそのまま返済に充てますので、資金調達・返済にかかる為替リスクを回避できます。

■海外での経営管理体制の強化

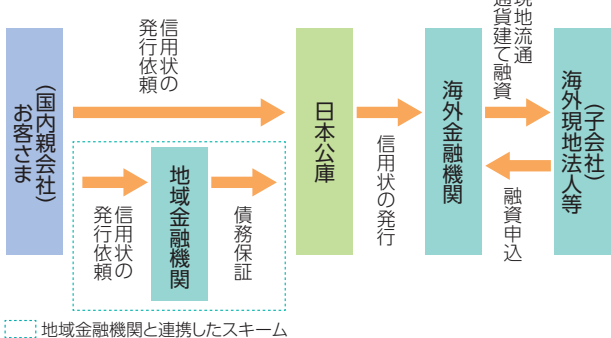
本制度の利用をきっかけとして、海外金融機関との取引を開始・拡大し、海外での資金調達や情報収集の強化を図ることができます。

制度利用の
メリット

スタンバイ・クレジット制度における国内の地域金融機関との業務連携

平成25年6月に発表された「日本再興戦略」で、「国際展開する中小企業・小規模事業者の支援」の一方策として、スタンバイ・クレジット制度の活用が掲げられたことを踏まえ、より多くの中小企業の皆さまに制度を利用いただけるよう、地域金融機関と連携したスキームの取扱いを平成25年10月に開始しました。平成29年3月末までに、全国59の地域金融機関と連携を開始しており、延べ19先に対して、本連携スキームによる信用状を発行しました。

スタンバイ・クレジット制度のスキーム図



業務連携を行っている地域金融機関(平成29年3月末現在、掲載は五十音順)

・愛知銀行(愛知県)	・静岡信用金庫(静岡県)	・長野信用組合(長野県)
・阿波銀行(徳島県)	・島田信用金庫(静岡県)	・長野信用金庫(長野県)
・伊予銀行(愛媛県)	・島根銀行(島根県)	・名古屋信用金庫(愛知県)
・愛媛銀行(愛媛県)	・十八銀行(長崎県)	・沼津信用金庫(静岡県)
・遠州信用金庫(静岡県)	・静岡信用金庫(静岡県)	・東日本銀行(東京都)
・大分銀行(大分県)	・瀬戸信用金庫(愛知県)	・姫路信用金庫(兵庫県)
・大垣西濃信用金庫(岐阜県)	・大光銀行(新潟県)	・百十四銀行(香川県)
・大阪シティ信用金庫(大阪府)	・第三銀行(三重県)	・福井銀行(福井県)
・大阪信用金庫(大阪府)	・第四銀行(新潟県)	・福井信用金庫(福井県)
・香川銀行(香川県)	・但馬銀行(兵庫県)	・福岡銀行(福岡県)
・関西アーバン銀行(大阪府)	・中京銀行(愛知県)	・福島銀行(福島県)
・北伊勢上野信用金庫(三重県)	・東京都市銀行(東京都)	・富士信用金庫(静岡県)
・北日本銀行(岩手県)	・東濃信用金庫(岐阜県)	・富士宮信用金庫(静岡県)
・岐阜信用金庫(岐阜県)	・東和銀行(群馬県)	・北越銀行(新潟県)
・紀陽銀行(和歌山県)	・徳島銀行(徳島県)	・三島信用金庫(静岡県)
・京都中央信用金庫(京都府)	・栃木銀行(栃木県)	・みなと銀行(兵庫県)
・桑名信用金庫(三重県)	・鳥取銀行(鳥取県)	・焼津信用金庫(静岡県)
・西京銀行(山口県)	・トマト銀行(岡山県)	・山形銀行(山形県)
・佐賀銀行(佐賀県)	・富山信用金庫(富山県)	・横浜信用金庫(神奈川県)
・三条信用金庫(新潟県)	・長野銀行(長野県)	

海外駐在員事務所によるサポートや海外展開支援機関等との連携により、海外展開に関する経営課題の解決支援や、国内・海外のセミナー、商談会の開催などを通じて、中小企業の皆さまの海外におけるビジネスチャンス拡大をサポートしています。

海外経営課題の解決支援

中小企業事業では、海外駐在員事務所(バンコク、上海)によるサポートや海外展開支援機関等との連携により、中小企業の皆さまの海外展開における経営課題の解決支援を行っています。

経営課題解決に向けた支援事例

● バンコク駐在員事務所

経営課題

A社は、得意先のタイ進出にあわせて同国に進出したものの、当該得意先現地法人の立ち上げの遅れ等により、当初期待していた受注が得られませんでした。そのような中、A社から中小企業事業に対し、タイ現地での取引先開拓支援の依頼がありました。

支援内容

中小企業事業では、A社のタイ進出時に、進出資金の融資とバンコク駐在員事務所による現地情報提供の支援を行っており、こうした支援を通して、当社事業の特色や強みを把握していました。バンコク駐在員事務所では、公庫取引先の中でA社現地法人の取引先候補を探すことと並行して、毎年バンコクにて開催している「日タイビジネス商談会」への参加を勧めました。バンコク駐在員事務所の商談アレンジによりA社は同商談会で新規取引先との商談に至り、立ち上げ時を乗り切りました。その後もA社は継続して商談会に参加しているほか、タイで定期的に開催している日本公庫主催の取引先現地法人交流会にも参加し、現地ネットワークを広げています。

● 上海駐在員事務所

経営課題

B社は、環境規制と都市化促進を背景に、中国の地方政府から工場移転の要請を受け、工場移転を検討せざるを得なくなりましたが、検討にあたって、中小企業事業に情報提供の依頼がありました。

支援内容

上海駐在員事務所では、同様の問題を経験した企業、開発区、コンサル会社等へのヒアリングを実施し、移転可能候補地域に係る情報、移転プロセスや経済保証金の仕組み、発生する費用や相場情報等、B社の移転計画の検討に必要な情報の提供を行いました。B社は、上海駐在員事務所から得た情報も参考にし、複数の移転計画案を検証し、移転先を決定しました。

海外における交流会等の開催

中小企業事業では、お取引先現地法人等の経営課題解決支援や交流・情報交換の場として、取引先現地法人交流会(セミナー・懇親会)やビジネス商談会を開催しています。

● 第10回日タイビジネス商談会

平成29年2月、タイ・バンコクにおいて日タイビジネス商談会を開催しました。本商談会は平成18年に始まったもので、10回目となる今回は盤谷日本人商工会議所、及びタイ投資委員会(BOI)と共同で、日本大使館や日本貿易振興機構(ジェトロ)、在タイ日系地域金融機関、地元大手金融機関、タイ政府機関等の後援・協力を得て開催しました。今回の商談会は、日タイの官民諸機関の協力体制のもとパイヤーとなる日系大企業(現地法人)から40社を超える参加が得られたこともあり、過去最高となる296社が参加しました。当日は、1,300件超の商談が行われ、お取引先現地法人等にとって、タイローカル企業や日系大企業との販路開拓等に向けた商談の機会となりました。



第10回日タイビジネス商談会

● 深圳進出日系中小企業セミナー

平成29年3月、中国・深圳市において、深圳進出日系中小企業セミナーを開催しました。本セミナーでは、「賃金・就業関連の最新動向」「通関管理・税関調査の注意点と行政処罰について」をテーマに各専門家が講演を行い、約120名が参加しました。



深圳進出日系中小企業セミナー

日本国内における海外展開セミナーの開催

● 山形支店 海外展開セミナー

山形支店は、日本貿易振興機構（ジェトロ）や山形県企業振興公社等と連携し、県産品の輸出拡大等を目的とする「海外展開セミナー」を8回実施しました。セミナーでは、「ASEANの食品市場動向について」等をテーマに講演が行われ、海外販路拡大を目指す食品業者を中心に、延べ約210名が参加しました。

また、より具体的に「輸出」を経営戦略の一つとして検討してもらうため、現地を訪問し、日本食品の消費動向や購買状況等の視察を目的とする「食料品・サービス タイ輸出促進視察ミッション」の実施を支援しました。ジェトロとも協力し、お取引先14名参加のもと、現地の小売業者や物流業者など11か所を訪問することで、タイ現地での日本食品・サービスに対する需要の認識のほか、販路開拓に向けた商談の機会を創出し、商談成立にもつなげました。



山形支店 海外展開セミナー

● 神戸支店 海外展開セミナー

神戸支店は、自治体や地域金融機関等との協力関係を構築しており、兵庫県や神戸市、みなと銀行、日本貿易振興機構（ジェトロ）等と連携し、各国・地域のビジネス環境等の把握を目的とする「海外展開セミナー」を実施しました。具体的には、お取引先の多様な海外進出ニーズに対応するため、アメリカ、メキシコ、ロシア、東南アジア等を対象としたセミナーを6回にわたり実施し、現地の商慣習や規制、経済情勢等について各専門家が講演を行い、延べ約310名が参加しました。

平成28年7月に実施した「ロシアビジネスセミナー」では、ハバロフスク地方と友好提携関係にある兵庫県との連携のもと、大手総合商社等から招いた講師がロシアのビジネス環境、取引の特色などについて説明し、約50名の参加者を得ました。



神戸支店 海外展開セミナー

海外の中小企業支援機関との連携

● ACSIC加盟機関との連携

中小企業事業は、韓国信用保証基金、インドネシア信用保険公社、タイ信用保証公社など17機関が加盟するACSIC（アジア中小企業信用補完制度実施機関連合）に加盟しており、毎年開催される会議に参加し、信用補完制度実施機関との相互交流を積極的に図っています。

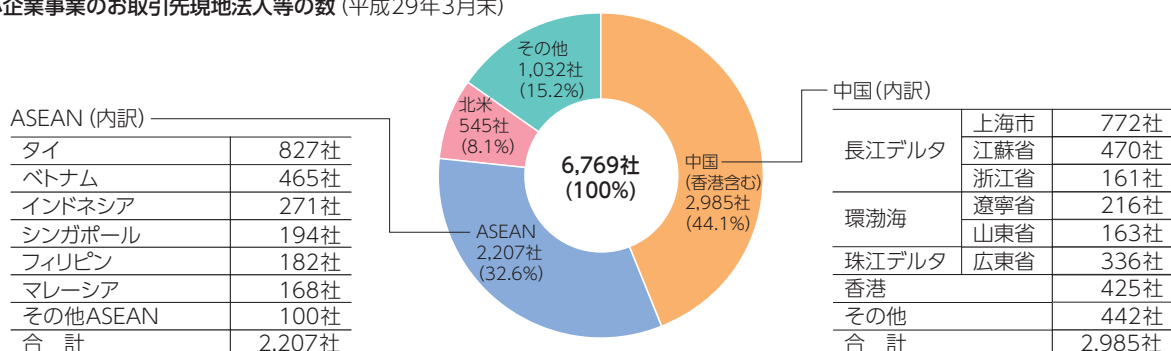


第29回 ACSIC会議（タイ）

海外展開の取組みを支援

中小企業事業は、6,769社のお取引先現地法人等が海外で活躍するなど、中小企業の海外展開が進展していることを踏まえ、全国30支店に「海外展開支援推進担当」を設置しました。同担当を中心に地域金融機関や商工会議所などの外部機関との連携をさらに強化することで、海外展開に取り組む中小企業の皆さまへの支援を積極的に推進していきます。

中小企業事業のお取引先現地法人等の数（平成29年3月末）



事業再生に向けた取組み支援

中小企業の皆さまの事業再生に向けた取組みを
資本性ローンなどを活用して積極的に支援しています。

企業再生貸付の融資実績

中小企業事業は、事業の再生や経営再建に取り組む中小企業の皆さまを支援する特別貸付「企業再生貸付」に積極的に取り組んでいます。

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
融資先数	1,131先	1,092先	1,275先
金額	1,088億円	968億円	1,190億円

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
融資先数	526先	509先	510先
金額	410億円	353億円	352億円

公的再生支援機関との連携実績

全国の中小企業再生支援協議会が平成28年12月末までに再生計画策定支援を完了した11,618先のうち、中小企業事業は2割を超える2,568先の支援に関与しました（平成28年12月末現在の累計実績）。

中小企業再生支援協議会の再生計画策定支援完了案件数（累計）	日本公庫中小企業事業が支援に関与した案件数（累計）	うち融資による支援
11,618先	2,568先(22.1%)	267先

（注）平成28年12月末時点

政策性の発揮

当社（機器製造業者）
（第二会社方式により、会社分割）

新会社（存続会社）
（一部債務を承継）

旧会社
（債務免除を受け、特別清算）

再生計画策定支援

金融支援

出 資

中小企業再生支援協議会

取引金融機関
・（新会社）新規融資（メイン行）
・（旧会社）債権放棄

日本公庫
・（新会社）新規融資「資本性ローン（再生型）」

スポンサー
・（新会社）出資

西日本企業支援室は、滋賀県中小企業再生支援協議会が再生計画の策定支援を行っていた中小企業者に対して、資本性ローン（再生型）を適用し、融資を実施しました。

なお、本件では、当公庫の新規融資「資本性ローン（再生型）」が自己資本強化による信用補完機能を果たし、再生支援に不可欠であったスポンサー支援を引き出すうえでの呼び水効果を発揮しました。民間金融機関及び中小企業再生支援協議会と連携した支援を実施することで同社の再生を加速させていきます。

中小企業事業は、今後とも中小企業の皆さまの事業再生を積極的に支援していきます。

再生支援の実績

		(a) 平成27年度実績	(b) 平成28年度実績	(b)÷(a) 前年同期比
貸出条件緩和先の正常化に向けた支援		508先	496先	98%
(1) 貸付対応による正常化支援		86先	98先	114%
(2) 金融支援手法活用による再生支援	DDS ^(注1) 等による抜本再生	100先	96先	96%
	条件変更等による再生	162先	118先	73%
(3) 実抜計画 ^(注2) 等による債務者区分のランクアップに伴う融資先の信用強化 (収支・財務体質の改善、金融機関からの支援の強化)		160先	184先	115%
経営改善計画策定支援<顧客企業による主体的な策定の支援>		1,017先	1,069先	105%

(注1) 債務の一部を金融検査マニュアル上自己資本とみなせる資本金の劣後ローンに転換し、債務超過解消を図る金融支援手法。

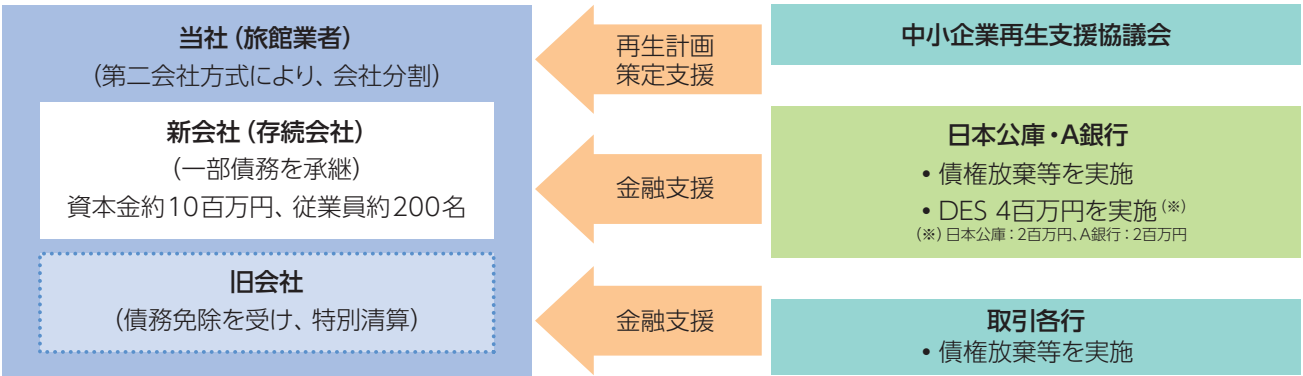
(注2) 実現可能性の高い抜本的な経営改善計画の略。

デット・エクイティ・スワップ(DES)による事業再生支援を実施

中小企業再生支援協議会の関与下で事業再生に取り組んでいる中小企業者(旅館業者)に対して、既存債務の株式化を図る「デット・エクイティ・スワップ(以下、DES^(注1))」による事業再生支援に取り組みました。

今回の取組みは、日本公庫の取引先中小企業者(旅館業者)に対して、地元A銀行と協調支援を行ったもので、日本公庫は債権放棄を実施したほか、DESの実施により同社の資本を強化し、同社の早期事業再生を支援しました。

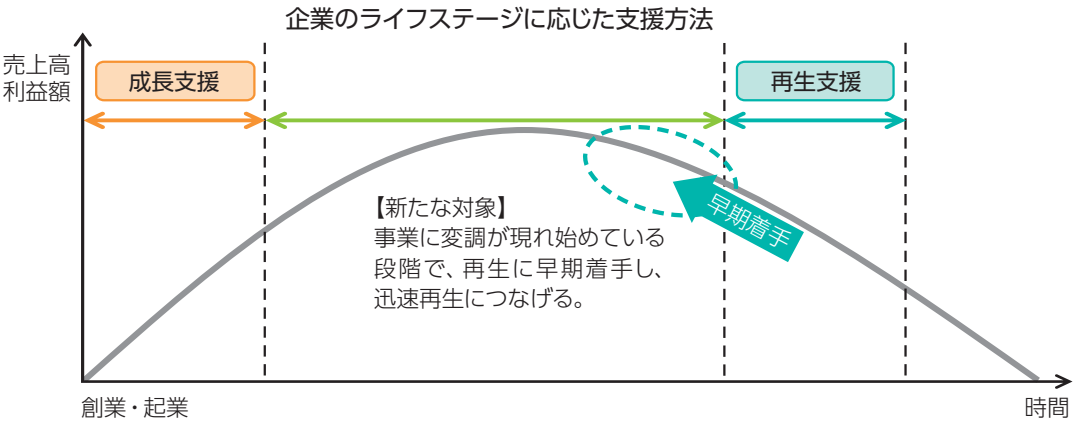
【支援スキームの概要(金額は概算)】



(注1) DESとは、企業の債務(デット)を資本(エクイティ)に交換する(スワップ)ことです。再生の見込みがある企業に対する貸付金を株式に振り替えることで、その企業の財務内容を改善し、事業再生を促進するものです。中小企業再生支援協議会の関与等公正な手続きのもと、民間金融機関等と協調してDESを実施できる方が支援の対象となります。

より早期段階での再生支援について

中小企業事業では、従来の事業再生局面より早期の、事業に変調が現れている中小企業者の早期再生への積極支援に取り組んでいます。この取組みにより、中小企業者への積極的な事業再生支援を実施するだけでなく、地域経済の活性化にもつなげていきます。



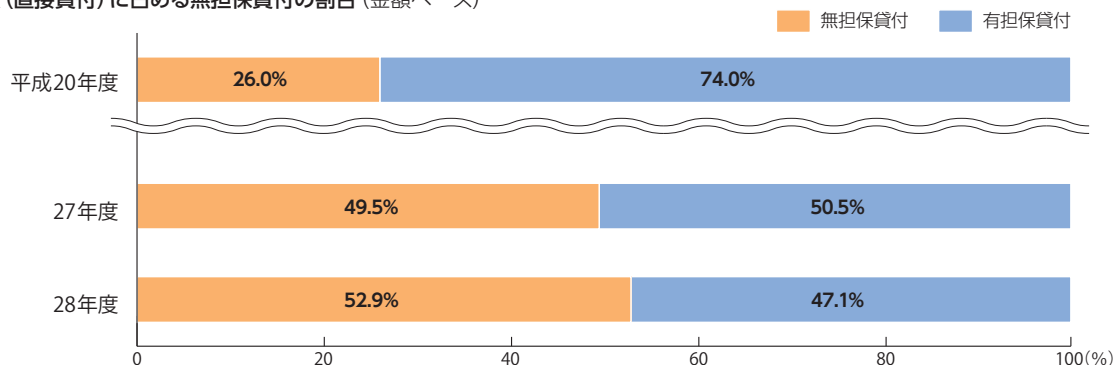
不動産担保や保証人に依存しない融資

不動産担保や保証人に依存しない融資に取り組み、
中小企業の皆さまの幅広い資金ニーズに対応しています。

不動産担保に依存しない融資

中小企業事業では、機械装置や商品在庫、知的財産権等を担保の対象とするほか、無担保貸付にも弾力的に対応しています。特に、無担保貸付は、融資額全体の約半分の割合を占めています。

融資実績（直接貸付）に占める無担保貸付の割合（金額ベース）



(注) 平成20年度は、無担保貸付の開始した平成20年8月18日以降の融資実績（直接貸付）に占める無担保貸付の割合です。

保証人に依存しない融資

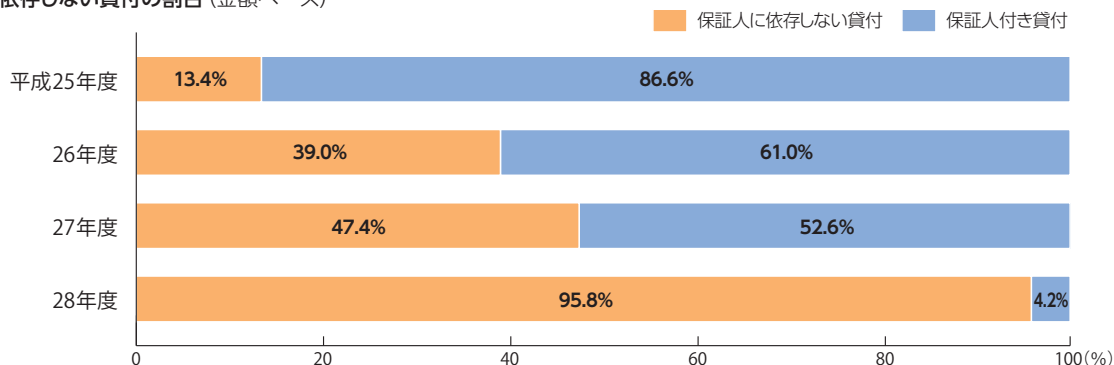
中小企業事業では、従前から経営者保証に依存しない融資に積極的に取り組んでおりますが、平成26年2月に「経営者保証に関するガイドライン」の適用が開始されたことを受け、保証人の取扱いについて、よりご利用しやすいように変更し、すべてのご融資申込先に対して、ご案内した結果、保証人に依存しない融資実績が着実に増加しています。

保証人に依存しない融資実績

	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
保証人に依存しない融資実績	3,241件 (11.2%)	2,584億円 (13.4%)	9,550件 (35.8%)	6,933億円 (39.0%)	11,154件 (45.0%)	7,927億円 (47.4%)	22,329件 (95.2%)	14,939億円 (95.8%)

(注) 資本性ローン（無担保・無保証人の制度）での融資を含みます。

保証人に依存しない貸付の割合（金額ベース）



証券化支援

証券化手法を活用し、中小企業の皆さまへの
無担保資金の円滑な供給・資金調達手段の多様化を支援しています。

証券化手法を活用し、民間金融機関等による無担保資金の円滑な供給を支援

中小企業金融の円滑化を図るという観点から、中小企業向け貸付債権等の証券化が行われています。

中小企業事業は、証券化の手法を活用することで、民間金融機関等による中小企業の皆さまへの無担保資金の円滑な供給及び中小企業の皆さまの資金調達手段の多様化を支援しています。また、信用リスク、審査、証券化事務等を適切に負担することで、民間金融機関等が利用しやすい証券化手法を提供しています。

証券化支援業務では、買取型、保証型等の手法を活用し、平成16年7月の業務開始から平成29年3月末までの累計で延べ188の金融機関と連携して、延べ8,972先の中小企業の皆さまに対する2,567億円の無担保資金の供給を支援しました。

資金供給の状況(平成16年7月～平成29年3月末までの累計)

	買取型 (キャッシュ型)	買取型 (シンセティック型)	保証型	自己型 ^(注1)	合計
組成分数	10件	6件	6件	7件	24件 ^(注2)
先 数	2,317先	4,347先	2,308先	1,752先	10,724先
金 額	537億円	1,086億円	943億円 ^(注3)	926億円	3,492億円
参加金融機関	89機関	92機関	7機関	—	188機関
都市銀行	1機関	—	2機関	—	3機関
地銀・第二地銀	36機関	28機関	—	—	64機関
信用金庫	46機関	59機関	1機関	—	106機関
信用組合	6機関	5機関	—	—	11機関
その他	—	—	4機関	—	4機関

(注1) 日本公庫自らが貸し付けた貸付債権又は取得した社債を証券化する業務。

(注2) 全29件のうち5件は買取型と自己型の合同組成。

(注3) 貸付債権元本総額を表示。保証実績は661億円(貸付債権元本総額944億円の7割保証)。

買取型の取組事例

18地域金融機関との連携により、CLOを組成

証券化支援買取業務において、平成29年3月に「地域金融機関CLOシンセティック型(合同会社クローバー2017)」を組成しました。中小企業事業は、18地域金融機関とCDS契約^(注)を締結するとともに、特別目的会社(合同会社クローバー2017)が発行した社債248億円のうち92億円を取得し、22億円に保証を付しました。本CLOによって、20都道府県の1,009先に対して257億円の無担保資金が供給されました。

